

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

いよいよ新年度が始まっていますが、いかがお過ごしでしょうか。当県民会議も新体制になり、手探りではありますが、新しいスタートをきっておりますので、変わらぬご協力の程よろしく願いいたします。

さて、今月号では、先月号に引き続き、当県民会議が昨年行った不当要求防止責任者講習において実施したアンケート結果についてご紹介したいと思います。不当要求の内容や対処要領について他の企業等の状況を参考にさせていただけるかと思えます。

アンケート回答

6 不当要求・不当介入の内容について ～ 複数回答あり

① 機関誌・出版物の購読又は広告掲載	4 (7. 3%)
② 寄附金・賛助会名下の金品要求	2 (3. 6%)
③ 物品の購入やリース、入場券の購入要求	2 (3. 6%)
④ あいさつ料、みかじめ料名下の金品要求	1 (1. 8%)
⑤ 不適切な対応に対するクレーム及び示談等名下の要求	29 (52. 7%)
⑥ 事業内容やスキャンダル等を利用した口止め料名下の金品要求	2 (3. 6%)

7 相手に要求された金額について

① 1万円	3 (5. 5%)	④ 具体的呈示なし	34 (61. 8%)
② 1～5万円	5 (9. 1%)	⑤ 未記入	4 (7. 3%)
③ 5万円以上	9 (16. 4%)		

8 要求を受けた時の相談・被害申告について～相談や被害申告をした。35 (63. 6%)

① 上司・同僚	25 (71. 4%)	④ 弁護士	9 (25. 7%)
② 警察	13 (37. 1%)	⑤ その他	4 (11. 4%)
③ 県民会議	1 (2. 9%)		

9 要求を受けた時の相談・被害申告について～相談や被害申告をしない。20 (36. 4%)

① 自分の裁量で解決できそうだから	13 (68. 4%)
② 県民会議に相談できることが分からなかったから	2 (10. 5%)
③ 弁護士費用が心配だったから	1 (5. 3%)
④ 単に相談することが面倒であったから	1 (5. 3%)
⑤ その他	4 (21. 1%)

< 暴追 ～アンケート結果について >

- 今回のアンケート結果の注目点は、不当要求・不当介入の内容についてです。50%以上が、不適切な対応に対するクレーム及び示談等名下の要求であるという点です。そして、要求を受けた方の60%以上の方が誰かに相談ができているということです。これは、不当要求を受けた場合の対応マニュアルにもありますが、個人で対応することなく組織で対応することが、ある程度徹底されている結果なのかと思われまます。秋田県では被害はなさそうに見えますが、アンケート結果を見ればそうではないことを実感していただけたらと思います。

